



報道関係者各位

令和7年8月21日
社会福祉法人佐賀県共同募金会 担当 馬場
佐賀市天神一丁目4番15号 TEL 0952-23-4996
E-mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp

令和7年台風第8号に伴う災害義援金の受付に係る 第3報について

【第2報からの変更事項をお知らせします（赤字で表記しております）】

変更事項 (1)：直接、沖縄県共同募金会へ義援金を送金する場合の受付口座に「琉球銀行」、「沖縄海邦銀行」が追加されたこと
(下記「3.義援金の受付方法についての(3)」)

令和7年7月27日から28日にかけて沖縄大東島地方に襲来した台風第8号によって家屋等への浸水など多大な被害が発生し、南大東村及び北大東村に災害救助法が適用されました。

この災害により被害を受けられた方々を支援することを目的に沖縄県共同募金会において義援金の募集を開始されたことに伴い、佐賀県共同募金会（会長：陣内芳博）においても同義援金の受付を開始しますのでお知らせいたします。

記

1. 義援金名称

「令和7年台風8号に伴う災害義援金」

2. 受付期間

令和7年8月7日（木）から令和7年12月26日（金）まで

3. 義援金の受付方法について

(1) 直接、義援金を持参される場合

佐賀県共同募金会事務局（佐賀市天神一丁目4番15号 県社会福祉会館内）のほか、市町支会（市町社会福祉協議会）20か所で受け付けます。

(2) 金融機関で送金される場合

下記の本会指定口座に送金してください。

| 金融機関 | 支店名 | 口座番号 | 加入者・名義 |
|------|------|-------------|-----------------|
| 佐賀銀行 | 県庁支店 | (普) 3066603 | 社会福祉法人 佐賀県共同募金会 |

佐賀銀行の本店・支店すべての窓口に設置される専用振込票を使用し、佐賀銀行窓口から送金する場合は手数料が無料になります。

(裏面につづく)

(3) 直接、沖縄県共同募金会へ送金を希望の場合

【振込先①】

| 金融機関 | 支店名 | 口座番号 | 加入者・名義 |
|-----------|------------|-------------|---|
| 琉球銀行 | 石嶺支店 | (普) 335408 | (福) 沖縄県共同募金会 会長 湧川昌秀 フク) オキナワケンキョウドウボキンカイ |
| 沖縄銀行 | 石嶺支店 | (普) 1412281 | |
| 沖縄海邦銀行 | テラ 汀良支店 | (普) 187945 | |
| 沖縄県農業協同組合 | 首里支店 | (普) 21623 | |
| コザ信用金庫 | 安里支店 | (普) 143843 | |

【振込先②】

| 金融機関 | 口座記号番号 | 口座名義 |
|--------|----------------|-------------------|
| ゆうちょ銀行 | 00970-1-213674 | 沖縄県共同募金会台風8号災害義援金 |

窓口で「料金免除口座への寄付金（義援金）の払込み」とお伝えください。

※上記金融機関の本・支店窓口での振込手数料は無料です。

※上記以外の金融機関から送金する場合、振込手数料が必要です。

※ATM、インターネットバンキングを利用した振込は手数料が必要です。

4. 義援金の送金・配分について

本県で受け入れた義援金は、全額沖縄県共同募金会へ送金し、関係団体等で構成される「令和7年台風第8号に伴う災害義援金配分委員会」で協議し、配分基準に基づき南大東村及び北大東村を通じて被災者へ配分される予定です。

5. 義援金の税制上の優遇措置について

この義援金は、確定申告における税制優遇措置の対象となります。

確定申告に際しては、金融機関窓口で受け取る「払込金受取書・払込受付書」又は「振替払込請求書兼受領書」（ゆうちょ銀行）に本募集要綱を添えてご提出いただくよう、寄付者にお伝えください。

【該当する税制優遇措置】

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当この義援金は、税制優遇措置の対象となります。

6. その他

災害義援金のみの受入れとし、救援物資・物品等の取り扱いは行われません。

(問い合わせ先)

社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0815 佐賀市天神一丁目4番15号 / TEL 0952-23-4996